

理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（平成21年1月28日厚生労働省令第6号）の施行について

1 改正の趣旨

昨今の理容業務及び美容業務における科学技術の進歩、消費者ニーズの高度化等に伴い、管理理容師及び管理美容師に求められる知識等にも変化が生じたため、講習会の内容が管理理容師及び管理美容師に必要とされる事項に即したものとなるよう基準の見直しを行うものである。

また、併せて理容師試験及び美容師試験の受験願書について、その様式を理容師法施行規則および美容師法施行規則で定めているところ、受験者の負担を軽減するため必要な見直しを行うものである。

2 改正の内容

(1) 理容師法第11条の4第2項及び美容師法第12条の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準については、昭和44年環衛第9082号厚生労働省健康局長通知にて定めていたところであるが、基準を見直すとともに新たに理容師法施行規則及び美容師法施行規則に位置付けたこと。

- ・ 厚生労働大臣が定める基準

科目と時間数

科目	時間
公衆衛生	4時間
理容所の衛生管理	14時間

上記科目を教授する資格条件

イ 医師 ロ 歯科医師 ハ 薬剤師 ニ 獣医師 ホ イ～ニまでに掲げる者と同等の知識及び経験を有する認められる者

- ・ 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により講習終了の認定を適切に行う。
- ・ 講習終了の認定を受けたものに対し、講習会修了証書を交付すること。

(2) 理容師試験及び美容師試験の受験願書について、記入が必要な事項を明確にするため、様式を見直したこと。

- ・ 受験願書に貼る写真の大きさの変更

(3) この省令の施行の際現に都道府県知事が指定している講習会については、この省令による改正後の理容師法施行規則及び美容師法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によること。